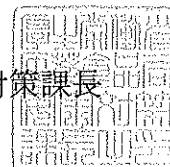




薬食安発 0312 第 3 号
平成 24 年 3 月 12 日

日本高血圧学会長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の周知について

日頃より医薬品・医療機器等の安全確保対策に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度は、薬事法第 77 条の 4 の 2 第 2 項に基づき、医薬関係者等が、医薬品又は医療機器について副作用等の発生を知った場合において、必要があると認めるときに、厚生労働大臣に対し直接副作用等を報告するものです。報告された情報は専門的観点から分析又は評価され、必要な安全対策を講じるとともに、広く医薬関係者等に情報を提供することで、市販後安全対策の確保を図ります。

本制度のより一層の普及を図るため、本年度も「「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」による報告のお願い」とともに本制度の啓発ポスター（報告用紙付）を全国の医療機関・薬局等へ配布し、改めて周知を図ることとしています。

つきましては、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の趣旨を御理解いただき、本制度の普及・定着のため、貴会会員への本制度の周知について御配慮をお願いいたします。

なお、ファックス又は郵送による報告に加え、「e-Gov 電子申請システム」を使用した電子的報告の受付も行っておりますので、これの普及につきましても併せて御配慮をお願いいたします。

電子的報告の詳細については、電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページの「e-Gov 電子申請システムのご利用はこちらから」（<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>）をご覧ください。

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」による報告のお願い

医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者には、薬事法第77条の4の2第2項の規定に基づき、医薬品や医療機器の使用によると疑われる副作用・感染症・不具合の情報を厚生労働大臣に報告いただく義務があり、「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」と称しています。

薬事法第77条の4の2第2項

薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品又は医療機器について、当該品目の副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

この制度では、医薬品や医療機器の使用によると疑われる副作用・感染症・不具合の情報を医薬関係者が直接厚生労働大臣に報告いただくものであり、医薬品や医療機器との因果関係が必ずしも明確でない事例も報告の対象です。（医薬部外品・化粧品についてもお報告ください）

いただいた情報は、専門的観点から分析、評価され、医薬品や医療機器の市販後安全対策に生かされることになります。

ご報告いただいた情報は、原則として、厚生労働省から独立行政法人医薬品医療機器総合機構を通じて当該医薬品や医療機器の製造販売業者等へ情報提供いたします。製造販売業者等は、報告を行った医療機関等に対し、詳細調査を実施する場合があります。

また、いただいた情報については、安全対策の一環として、広く公表することがありますが、その場合には、報告者の氏名、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は公開いたしません。

医薬関係者におかれましては、この制度の趣旨をご理解いただき、日常、医療の現場で副作用・感染症・不具合の発生を知った時には、郵送、ファックス（別添のポスターに添付の報告用紙を使用ください）または電子的方法（詳しくは、<http://www.info.pmda.go.jp/info/houkoku.html> をご覧ください。報告用紙の電子ファイル（Word形式、PDF形式）の入手もできます。）によりご報告くださいますようお願いいたします。

なお、製造販売業者等が、詳細調査を実施する場合は、この調査に御協力くださいますよう、あわせてお願いいたします。

平成24年3月

医薬関係者 各位

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

**医薬品安全管理責任者
医療機器安全管理責任者
医療安全管理者の皆様へ**

**医薬品・医療機器の重要な安全性情報を入手するため、
メール配信サービス「PMDA メディナビ」(無料)にご登
録ください。**

<http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

PMDAメディナビ	検索
-----------	----



独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下 PMDA）は、平成 17 年より、医薬品医療機器情報提供サービス（以下「PMDA メディナビ」）という無料のメール配信サービスを運用しています。

この「PMDA メディナビ」は、緊急安全性情報、回収情報、使用上の注意の改訂指示通知など、医薬品、医療機器等の安全対策等に係る情報（詳細は（参考）をご覧ください）を、登録者に電子メールで迅速に提供するサービスです。

医療機関の関係者におかれましては、登録の上、日頃の業務にお役立ていただければ幸いです。

（参考）PMDA メディナビで配信される情報

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ・ 緊急安全性情報（イエローレター） | ・ 安全性速報（ブルーレター） |
| ・ 使用上の注意改訂指示通知（医薬品/医療機器） | ・ 医療機器自主点検通知 |
| ・ 回収情報（クラスⅠ回収；医薬品/医療機器） | ・ DSU（医薬品安全対策情報） |
| ・ 承認情報（医療用医薬品/医療機器） | ・ PMDA 医療安全情報 |
| ・ 医薬品・医療機器等安全性情報 | ・ その他重要な情報 |

（問い合わせ先）

厚生労働省医薬食品局安全対策課：

03-5253-1111（代表）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）：

安全第一部安全性情報課 03-3506-9003（直通）